

★**過労死等防止対策白書**

「過労死等防止対策白書」は2014年施行の過労死等防止対策推進法に基づき、過労死や過労自殺の状況や防止策をまとめる白書。今回は、労働者約1万人を対象とした睡眠の実態調査を実施した。45.5%は睡眠が6時間未満と回答したが、62.5%が理想は7時間以上と考えており、実態との隔たりがあった。

睡眠不足に陥ると疲労が回復せず、精神にも悪影響が見られると白書は指摘。過労自殺に繋がりがかねない精神障害による労災認定は、22年度に710件で過去最多となり、厚生労働省の担当者は「心の健康維持のためにも長時間労働を是正し睡眠を確保する必要がある」と強調した。

2023年度は芸術や芸能の業界を重点分野とし、この業界はフリーランスの働き手が多く「自分達が労働者だ」という意識が低い」と指摘。契約書のない仕事も多く一方的にキャンセルされる事もあると言う。ハラスメントでは、声優・アナウンサーの約14%、俳優・スタントマンの約11%が「肉體関係を迫られた経験がある」と回答した。

毎年11月は「過労死防止啓発月間」で千葉県でも11月14日に千葉市生涯学習センターで「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されます。沢山の参加をお待ちしております。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/pdf/chiba.pdf>

★**「1円」の賃上げ 自治体競う**

最低賃金が今月から変わるが、人手不足により引上げの目安を5円以上上乗せした県が12もあった。茨城県(953円)に住む学生は「アルバイトは断然千葉県(1026円)。常磐線で東京(1113円)まで行っても良い」とのこと。最低賃金が上がるとパートやアルバイトの時給が上がりやすくなり、若い働き手は時給の高い都市へ向かう。

かつては生活保護を受けている人の方が収入が多い事が問題になっていたが、22年時点では30人未満の事業所で働く人の19.2%で賃金が改定後の最低賃金を下回った。労働者の37%が非正規で働いており、最低賃金は非正規労働者への影響が多く、働く場所の魅力を左右する。

★**「選ばれる国」へ新制度**

人権侵害と批判される「技能実習制度」は事実上廃止、新制度の素案が示された。出入国在留管理庁によると、現在技能実習生は35万8159人いるが、昨年は9006人が失踪した。失踪が増える要因の一つは借金苦で、来日前に悪質なブローカーに多額の手数料を支払い借金を抱えたまま就労するケースがあり、借金を返すため高賃金の働き口を求め失踪し不法就労する場合もある。

技能実習生は原則転職できないが、新制度は条件付きで転職を認め、借金を抱えないよう到来日前の手数料を受入れ企業が負担する仕組みの導入も検討する。

人材受け入れ役の「監理団体」の要件も厳格にし、外部からの監視を強化する。

【外国人材の就労、新旧制度の比較】

	技能実習制度	新制度
在留期間	最長5年(特定技能への移行は限定的)	基本3年(特定技能に移行で延長可能)
目的	人材育成による国際貢献	人材確保と人材育成
転職	原則不可	① 1年超の就労 ② 基礎的な技能、日本語
日本語能力	要件なし	就労開始前に基礎的な能力
特定技能への移行	移行できない職種あり	すべて移行可能

★**アマゾン配達員労災認定**

通販大手アマゾンジャパンの配達を個人事業主として委託され、仕事中に負傷した男性が労災認定された。個人事業主は本来労災の対象外だが、労働基準監督署は、指揮命令を受けて働く「労働者」に該当し、補償を受けられる権利があると判断した。



金木犀(きんもくせい)